一般廃棄物処理業許可証

住　所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	許可年月日	許可番号
京都市南区東九条西岩本町 ３４番地の２	令和８年４月１日	一廃第２４号
氏　名（法人にあっては、名称及び代表者名）	京都市長　　松　井　孝　治	
株式会社辻商店 代表取締役　辻　幸二		

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第１項の許可を受けた者であることを証する。

取扱廃棄物の種類
①ご　　み（特別管理一般廃棄物を除く。）　②食品廃棄物

作業区分
収　集・運　搬（積替え保管を含まない。）

許可の有効期限
令和１０年３月３１日

許可の変更の状況

1　許可条件
（１）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（以下「条例」という。）、その他関係法令を遵守すること。
（２）ＩＤタグカードを使用して本市クリーンセンターに搬入する車両を用いて京都市域外の廃棄物及び産業廃棄物を収集運搬しないこと。
（３）搬入先は、下記２のとおりとする。
（４）②は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第２条第３項に規定されているものであり、同条第４項に定める事業者から排出されたものに限る。
（５）その他市長の指示に従うこと。

2　搬入先
①ア　家庭から排出されるプラスチック使用製品
本市資源化施設。搬入時間帯及び搬入台数については、別に通知する。
イ　ア以外のごみ
本市クリーンセンター。搬入時間帯及び搬入台数については、許可証別紙のとおりとする。
②　京都有機質資源株式会社　長岡京工場
京都府長岡京市神足落述１番地

3　許可の取消し又は業務の停止
法、条例、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則又は許可条件に違反する行為をしたときは、許可の取消し又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずる。
業務の停止の間、市は他の業者に当該業務を代行させることがある。この場合に生じた損失に対して、市はその責を負わない。